

女性の人権

会議資料 3

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
人権文化醸成事業	男女の悩みごと相談窓口を開設し、夫婦間、家庭での人間関係等の不安や心の悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:44件(女性分抽出))	相談者の話を傾聴し、滋賀県ひとり親家庭総合SC、G-NET、しが外国人相談センター、滋賀県不妊専門センターや警察等、多方面の専門機関と連携し、紹介することにより、相談者の不安や悩みの解消に繋がった。	相談内容の多様化・複雑化により対応が難しい場合がある。	人権推進課
放課後児童クラブ支援事業	放課後及び長期休暇時において、仕事等の理由により保護者が家庭で監護できない児童を対象に集団生活の場を提供し、保育を行った。(市内19か所)	施設の修繕、維持補修等の実施、児童クラブに従事する支援員の資質向上を図るため、研修を実施するなど、保育環境の充実を図ったことにより、安全・安心な利用につながった。	利用者の増加に対応するための施設整備と併せて、多様化する保護者のニーズに合わせた児童クラブの運営をしていく必要がある。	子育て支援課
各子育て支援センター運営事業	・父親対象講座や「おとうさんとオープンルーム」を開催した。おしゃべり会(予防型プログラム)の時間を設定することで父親のサポートをした。 ・ピジョンとの共催事業(プレパママサロン)「我が家の子育てについて家族で考えてみよう」を水口・甲賀で計3回開催した。市独自の内容(育児体験等)でも計3回開催した。	・父親対象講座では、クッキングをした。父親がシェフから簡単な料理を教わることで、家でも料理担当をしてみようと思えるきっかけになった。 ・講座やおしゃべり会の時間を設定することで、父親同士の交流や情報交換ができ、子育てのヒントを得たり悩みが解決したりする機会となっていた。 ・セミナーでは、出産前後のパートナーの思いや体調の変化について知ることにより、それぞれの役割について考えたり、子育てについての共通認識ができる機会となったり、父親の役割について気づきから実践に繋がる機会となった。	・父親向けの事業の周知と参加しやすい内容や日時設定を今後も行っていく。おしゃべり会の持ち方については、希望しない方もおられるので検討が必要	子育て支援課
ワーク・ライフ・バランス推進事業	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るため、市内企業・事業所6社に専門コンサルタントを派遣し、各社の課題解決を図ると同時にイクボス的経営を推進した。また、各種セミナーを開催し、「女性のステップアップセミナー」に4社5人、「経営者セミナー」に4社4人、「女性のデジタル人材育成セミナー」に5社6人が参加した。	市内外の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題に改めて気づくとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性参画の必要性について共通理解を図ることができた。 イクボス宣言企業:126社 イクボスKOKAネットワーク:21社	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について取り組む企業を増やすために、引き続き制度等の周知や啓発を行う必要がある。また、イクボスKOKAネットワークの拡大を促進する必要がある。	商工労政課
男女共同参画推進事業	市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、「国際女性デー」をはじめ、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知ってもらうため、パネル展や資料の展示、啓発品の配布を行った。	パネル展の開催や、あらゆる場面で条例のリーフレットや啓発品を配布することで、周知・啓発、また、言葉の認知度の向上につながった。	まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、学習の場での機会や、SNSなどを積極的に活用した啓発方法を検討する必要がある。	商工労政課

DV防止支援事業	相談件数がR7(362件)と多く相談対応を行った。	R6年度の相談件数より延べ52件増加し対応できたので、相談場所としての周知がされてきている。	相談支援員のスキルアップが必要なため、全国女性相談員連絡協議会への出席実施をしていく。また、相談件数が増加気味であり、一人の相談員では対応が難しくなっている。	家庭児童相談課
----------	---------------------------	--	---	---------

総括

・多角的な周知・啓発による認知度の向上が意識改革を促し、「イクボス宣言」や「イクボスKOKAネットワーク」への登録企業の増加につながった。 ・子育て支援センターでは父親も講座に参加することで、家庭での家事や子育てについての共通認識をはかり、役割分担を考え、実践につながる機会になった。 ・女性に関する相談は、DVや家庭・職場等の人間関係、生活困窮など多様化・複雑化しているとともに件数も増える傾向にある。庁内および他の関連機関との連携を図るとともに相談員のスキルアップ及び増員が必要である。
--

こどもの人権

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
人権教育啓発事業	保護者団体等人権・同和教育推進事業補助の申請32件、中止0件、32件の事業に対して補助することができた。(R6は32件)	従来の集会での啓発活動に加えて本を使った親子活動など、校園で実情にあった啓発活動ができた。	親子で活動することに本事業を活用している園が見受けられた。本事業の趣旨を改めて周知する必要を感じた。	人権推進課
子どものいじめ問題対策事業	いじめ問題対策連絡協議会およびいじめ問題対策委員会を開催し、いじめの未然防止および事案対応について協議を行った。	事案対応について、調査等を行い、解決に向けて取り組むことができた。また、いじめ等の生徒指導上の問題事案における未然防止や早期対応について協議し、各校に伝達することができた。	各校における解決に向けての教職員の資質の向上。	学校教育課
学習支援事業	9教室を開催し、「生きる力」や「生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:58人(ひとり親家庭の割合:72%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加する子どもたちにとっての「居場所」となっている。また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む臨時教室を2日間行った。	支援が必要な子どもが参加できるように関係機関との連携が必要である。	生活支援課
子ども家庭支援ネットワーク事業	児相との連携を取りながら緊急度アセスメントシートで緊急度を測り判断、対応を行った。	児相と連絡を取りながら、時機を逸しないよう対応が行えた。	緊急事案が重なった時には人員不足により対応が遅れる可能性がある。	家庭児童相談課
公民館事業	子育て支援事業として、生活・文化体験学習、自然体験学習、伝統文化体験学習など合計158回実施した。	開催数は令和6年度の286回より減少しているが、世代を超えた交流が図られるよう学習内容や環境を整えることに努め教室を集約した。	発達段階に応じた学習としての適切な備品の提供など。	社会教育課
児童福祉一般事務	こどもの権利の理解醸成を促進するために、こども基本条例の制定に向けた意見聴取等を行った。 ・対面によるこども意見聴取 2回実施 ・アンケート調査(未就学児保護者、小5・中2とその保護者、若者世代)	条例案を作成するために参考となる、こどもの当事者の声を集めることができた。	対面によるこども意見聴取については、初めての取り組みであったため、試行錯誤しながらの実施であった。さらにノウハウを積み重ねていく必要がある。	子育て政策課
ヤングケアラー支援事業	①居場所づくり 甲南会に対して補助を行った。 ②相談窓口 ヤングケアラー相談窓口、学齢期相談窓口を月・水・金曜日に設置し、専用ダイヤルとメールで対応した。 誰でも気軽に相談できることを周知するためにチラシを関係各所に配布した。 ヤングケアラーの認知度を高めるために、映画上映を行って啓発をした。	①水曜日昼のこどもの居場所「凧」 ・開催数 51回 ・のべ利用者数 184人 ②学齢期相談 のべ255件 ヤングケアラー研修として映画「猫と私と、もう1匹のネコ」1回上映	①特にヤングケアラーについては、発見することと、居場所の利用に繋げていくことが課題である。 ②学齢期相談については多くの相談があるが、ヤングケアラー相談についてはほとんど相談がなく、周知不足が課題である。	子育て政策課

総括

・小中学校におけるいじめ認知件数は増加傾向にある。研修受講など教職員の資質の向上が必要である。
 ・すべてのこどもの権利が守られ、幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざすために、「甲賀市こども基本条例」制定に向け、意見聴取やアンケートなどを実施した。
 ・ヤングケアラーについては、相談窓口の設置、居場所づくり、映画上映による研修など様々な取組みを行ったが、相談についてはほとんど相談がなく、周知不足が課題である。また、ヤングケアラーに対しての認知度を高めることにより、ヤングケアラーを発見し、居場所の利用につなげていくことも必要である。

高齢者の人権

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
高齢者虐待防止事業	高齢者虐待検討会議は36回開催し検討を行った。 ケアマネジャ、サービス事業所、社協、民生委員等各関係機関と協力しながら、虐待対応を行った。	検討会議を行い、虐待事例の解消に努めた。終結事例数は49件。 高齢者の生命や身体への危険性が高いケースについては、長寿福祉課において老人福祉法にもとづく措置の要否を判断した上、高齢者への対応を依頼した。措置件数5件。	虐待事例には、障害、生活困窮、医療など複合的な課題がある事例が増えており、対応も困難になってきている。	高齢福祉課
権利擁護事業	市内5箇所の地域包括支援センター、高齢福祉課で通いの場やケアマネジャ等の専門職に啓発を行った。 市内サービス事業所、医療機関対象で虐待防止の研修会を行った。	地域、専門職、サービス事業所等、様々な場所で啓発を行い、虐待防止について意識が高まった。	虐待防止の啓発は繰り返し継続的に行っていく必要がある。虐待防止のみではなく、消費者被害等の啓発も必要である。	高齢福祉課
在宅福祉支援事業	要介護状態や低所得の高齢者に対し、様々な助成や支援を行った。	高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を安心して続けるために、現状やニーズに応じた対応ができるよう、変更が必要な部分は制度改正し事業を実施した。	公的支援だけでなくインフォーマルサービスの充実や情報提供が必要。	高齢福祉課
地域包括支援センター運営事業	市内5箇所の地域包括支援センターが高齢者の社会参加、閉じこもりなどの様々な相談に応じた。また、地域の関係者や関係機関とネットワークを構築し、高齢者の孤立防止に向けた取り組みを行った。全体の相談件数3608件。	地域包括支援センターが関係機関と連携し、相談者をサービスや関係機関、地域とつなぐことで、高齢者の孤立の解消や課題解決につながった。	孤立している高齢者は、相談につながりにくく、潜在化する傾向にある。	高齢福祉課
公民館事業 (シルバー大学・夢の学習) あいこうか生涯力レッジ	シルバー大学は7種類の講座を58回開催した。 夢の学習は、高齢者の居場所づくりとして582回教室を開催した。	シルバー大学は別の講座に参加する人が交流できるように全体学習会を開催し、仲間づくりに寄与できた。 夢の学習ではのべ1304名のボランティアスタッフの活動実績があり、生きがいにもつながっている。	シルバー大学は、講座開催を維持するにあたり指導者の人材確保が課題である。 夢の学習は、ボランティアスタッフが安定して活動できるようにすることが課題。	社会教育課

総 括

・高齢者の虐待相談・通報件数が前年度の1.5倍となった。虐待事例には、障がい、生活困窮など複合的な要素が含まれており対応も困難なため、庁内および他の関係機関との連携を深めるとともに、高齢者虐待支援ネット・県の相談支援事業等を活用して、虐待解消に努める必要がある。

・市内5箇所の地域包括支援センターが担っている高齢者の総合相談件数は年々増加しており、潜在化傾向にある孤立する高齢者に対するケアとともに民生委員・児童委員などの地域との連携が必要である。

障がいのある人の人権

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
障害者(児)福祉一般事務費	市民には、広報紙・HPへの掲載、出前講座等により、障がいへの理解や啓発を行った。 小学校と民間企業へ向けて、出前講座を開催。 企業訪問時にチラシを送付。	定期的な啓発を行うことで出前講座の受講希望が増えた。	法の施行の効果を感じている障がいのある人が少なく、地域のあらゆる場所での障がいのある人や障がいの特性の理解促進、合理的配慮を推進していく必要がある。	障がい福祉課
就労サポーター設置事業	障がいのある人の職場適応、就労継続、定着を支援する就労サポーター設置事業に対し補助金の交付を行った。	障がいのある人に対する直接支援、および企業との連携により就労の定着が進んだ。	障がいのある人が必要とする支援は多岐にわたることから、就労を支援する者の人材育成は重要な課題であるが、現在は福祉人材が減少傾向にあり、人材確保が課題である。	障がい福祉課
障害者(児)活動支援事業	障がいのある人の居場所づくり、地域交流・その活動の拠点として業務委託を行った。 市内社会福祉法人に、地域活動支援センターの実施の可能性について聞き取りを実施。	地域生活支援センターしろやまにおいて、サロンの定期開催、食事会、茶話会、外出、スポーツ等を実施し、余暇支援の充実を図った。	活動に関わるボランティアの育成や障がいの理解を図るための啓発活動を推進する必要がある。 新たな委託の可能性について現状把握が必要	障がい福祉課
相談支援事業	子どもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行った。実相談者数：幼児 425人、小学生 200人、中学生 63人	発達に特性のある子どもに個別で発達検査の実施並びに結果と支援の内容を保護者に伝えることで、特性に合った関わりを知り、保護者の子育てに対する困り感を軽減した。学齢期の相談窓口を学校教育課に一本化し相談がしやすい体制となった。必要に応じて事後フォロー相談を行った。	検査にともなった個別の相談だけでは特性の理解や不安・困り感の改善、保護者や本人の特性理解につながらない事もある	発達支援課
障害者虐待防止ネットワーク事業	ネットワーク会議 2回 虐待対応検討会議 4回 研修会 1回 ※研修会は市内事業所従事者を対象に実施した。(69名参加)	ケース支援について、虐待対応検討会議にて進捗を委員と確認し、対応策を丁寧に検討を重ねられた。	本人らのライフスタイルの変化を想定したアセスメント力が不足している。	障がい福祉課

総 括

市民と行政職員双方に障がいの特性の理解促進や合理的配慮の提供のための更なる啓発をすすめ、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、利用できる福祉サービスの充実に努める必要である。また、障害福祉サービス受給者は年々増加してきているが、一方で福祉人材が減少傾向にあり、人材確保が課題である。

同和問題

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
人権教育啓発事業	市人権教育推進協議会と連携し、協議会発行の啓発紙において、9月の同和問題啓発強調月間にあたり啓発を行ったり、街頭啓発を行った。また、広報こうかのコラムに部落差別解消推進法に触れて啓発を行った。	啓発紙の新聞折り込みや公共施設設置により、市内の世帯に広く周知できた。 広報こうか9月号で部落差別問題の解消に向けての啓発記事を掲載した。	人権教育連続セミナー等の開催にあたって、開催方法の検討が必要。また、教職員に対しての部落差別問題を自分事として捉え、差別解消に向けての実践力を養う必要がある。	人権推進課
人権文化醸成事業	インターネット上の動画や記事でプライバシーの侵害や差別を助長・拡散するものについて、法務局に削除要請を行った。	人権侵害案件として法務局に通告・要請を行うことにより法務局との連携を図ることができた。	時には人の命を奪うことに繋がりがかねない人権侵害であるが、誰もが簡単に投稿でき、拡散も容易であることから後をたたない。	人権推進課
授業や学習会等による学習・啓発	基底プランに即した人権学習の授業実践。	人権学習を通して、児童生徒の人権感覚を高めることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。	学校教育課
各地域総合センター運営事業	各種相談事業をはじめ、地域交流事業や地域福祉事業などを実施した。	身近な相談機関として機能し、地区住民およびその近隣を含む地域の社会福祉の向上と住民交流につながった。	相談内容が多岐にわたるため、対応するスタッフのスキルアップが求められる。	人権推進課
就労相談事業	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。	商工労政課
人権文化醸成事業	広報こうかのコラムに同和問題についての記事を掲載し、えせ同和行為に限らず部落差別に対し、おかしいことを見逃さず正しく知り自ら行動することについて啓発した。	えせ同和行為に対する情報提供や相談はなかった。	初めて遭遇した場合でも毅然と対応できるように、庁内に定期的に情報提供することが必要である。	人権推進課

総括

・市広報紙で部落差別問題の解消に向けての啓発記事掲載や、啓発紙の新聞折り込み、街頭啓発やセミナー開催など市内に広く取組むことができた。
・インターネット上の差別事象に対し、法務局に削除要請を行うことで法務局と連携を図れた。引き続き、確認次第、削除要請等を行うとともに、インターネットと人権について啓発する必要がある。

外国人の人権

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
避難行動要 支援者支援 事業	緊急情報伝達システムの多言語 対応機能の運用。	要配慮者や多様な人々がともに 生活する意識を共有し、避難所 内のレイアウトやルール作りを考 え、避難者にとってより過ごしや すい避難所運営に活用すること も踏まえて避難所運営マニユア ルの改定をした。	外国人市民の緊急情報伝達シ ステムの登録者数増加。平時か ら避難所運営マニュアルに沿っ た訓練等を実施する中で、さら に改善点等の見直しを行ってい く必要がある。	危機管理課
外国人相談 事業	ベトナム語通訳を配置し、近年 急増するベトナム国籍の方への 情報提供及び相談対応の充実 を図った。	・相談件数 9,758件(うち、ポ ルトガル語8,811件、ベトナム語 947件) ・翻訳件数 74件(うち、ポルトガ ル語39件、ベトナム語35件) ・ポルトガル語、ベトナム語の広 報紙を発行(各言語12回)。 ・市ホームページ(外国語特設 ページ)にごみカレンダーや健診 カレンダーなどの生活情報を掲 載。 ベトナム国籍の人口の増加に伴 い、通訳を配置することで、悩み や困りごとへの支援ができ、必要 な情報の提供ができた。	・ベトナム語相談窓口の周知。 ・相談の多様化、複雑化に伴い、 多文化共生センターや関係機関 (他課、専門機関、国・県、NPO 等)との連携が必要である	市民活動推 進課
多文化防災 事業	外国人市民と行政の橋渡し役を 担う「外国人防災リーダー」育成 した。 また、総合防災訓練やまちづく り・国際交流イベントにおいて、 外国人防災リーダーがピクトグラ ム活用の啓発を行った。	・防災リーダー研修実施回数: 3 回 ・参加人数: 18人 ・ピクトグラム啓発回数: 4回 防災リーダー研修を終了した14 人が外国人防災リーダー登録し た。また、ピクトグラムを活用し た啓発を行ったことで、多様な国 籍、世代の人々にピクトグラムに ついて知ってもらうことができた。	参加者の日本語能力に応じた研 修の実施及び外国人防災リー ダー活動の場の提供。 「災害時多言語情報センター」運 営・設置訓練の実施に至らな かった。	市民活動推 進課
人権教育啓 発事業	人権フェスタの講演や催しにつ いて、多文化共生をテーマに実 施した。	食や製作品を通して多文化共生 に関する啓発を推進できた。	外国人に対する偏見の根底には 思い込みや不安などが考えら れ、より一層の啓発と交流の促 進が課題である。	人権推進課

総 括

・外国人登録者は年々増加しており、R7年12月末現在、特にベトナム国籍の人口は5年前の約2倍となっている。外国人相談事業としてベトナム語通訳をR7年度から配置することにより、様々な相談対応、情報提供および日常生活の支援に繋がった。

・研修を3回実施し「外国人防災リーダー」を育成した。また、総合防災訓練等で外国人防災リーダーによるピクトグラムを活用した啓発を行い、多様な国籍の人の防災意識の高揚につながった。

インターネットによる人権侵害

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
人権教育啓発事業	人権尊重のまちづくりセミナーで「インターネットと人権」をテーマに研修会を実施した。	ネットの向こうには人がいることを研修で学び、使用する時は十分に注意すること、ネットの特性を理解し、上手に付き合っていくことを学んだという参加者の感想が多かった。	ネットの普及によりネット差別が助長されてきており、一層の啓発の促進が課題である。	人権推進課
人権文化醸成事業	インターネットによる人権侵害についての相談が1件あった。	相談に応じ、対応した。	職員が、インターネットによる人権侵害に対する相談に適切に対応できるよう啓発の促進が必要である。	人権推進課
子どものいじめ問題対策事業	スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のためi-filterによる管理をした。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。またi-filterで発覚した児童生徒への働きかけができた。	主体的な実践力の向上。	学校教育課

総括

人権尊重のまちづくりセミナーで「インターネットと人権」をテーマに研修会を実施し啓発に取り組んだ。スマートフォンの普及やインターネット利用者の低年齢化が進む中、今後は利用者自らがインターネット上の問題に気づけるよう、また自身が誹謗中傷の発信者にならないよう啓発を全年齢を対象として進めるとともに、差別動画・記事に対して削除要請など迅速に対処する必要がある。

新たな感染症による人権侵害

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
人権啓発推進事業	基底プランや補助資料に即した人権学習の授業実践。また、市ホームページにおいて感染症についての啓発を行った。	人権学習や市ホームページを通して、児童生徒や市民の人権感覚を高めることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。また、全市民への一元化された啓発方法がない。	人権推進課
人権啓発推進事業	県が作成・配布しているハンセン病のリーフレットを課のレターボックスに設置した。また、市ホームページに掲載し啓発した。	誰でも手軽に学び知ることができるようリーフレットや市ホームページで啓発することができた。	ハンセン病を通じて、感染症についての正しい知識や予防策を知り、感染者や医療従事者への差別を無くす啓発をすすめる必要がある。	人権推進課

総括

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてからは、感染者やその家族、医療従事者などへの差別や誹謗中傷が各地で発生した。新たな感染症に対しては、誰しもが恐怖心や警戒心から正しい判断ができず、知らず知らずのうちに差別につながる恐れがあるため、今後もさまざまな感染症について正しい理解を深めるとともに、人権学習を通じて教育・啓発を続ける必要がある。

性的マイノリティの方の人権

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
授業や学習会等による学習・啓発	人権授業研究会における授業研究会を開催した。	児童生徒の心に響く授業の在り方と教職員の人権意識の向上を、研究を通して行えた。	児童生徒の実践的態度の具現化。	学校教育課
人権文化醸成事業	男女の悩みごと相談窓口やLGBTQ+電話相談窓口の設置による相談対応を行った。(関連相談件数:3件(LGBTQ+電話相談))	専門の相談員が対応することにより相談者の悩みや困りごとを相談できる機会を提供できた。	相談窓口設置の周知の強化が必要である。	人権推進課
人権文化醸成事業	宣誓制度の利用と理解の促進のため、チラシ配布や民間サービス事業者に制度協力依頼を行った。	民間サービス事業者の制度に対する理解を促進できた。制度宣誓件数は0件であった。	民間サービスや医療現場の更なる理解の促進が必要である。	人権推進課
人権文化醸成事業	男女の悩みごと相談窓口やLGBTQ+電話相談窓口の設置によるアライの方に対しても相談対応を行った。(関連相談件数:3件(LGBTQ+電話相談))	専門の相談員が対応することにより相談者の悩みや困りごとを相談できる機会を提供できた。	アライの方が容易に相談しやすい、声を上げやすい環境を作れていない。	人権推進課

総括

性的マイノリティに対する偏見や差別をなくすための啓発を進め、すべての人が自分らしく心豊かに生活できるよう取組を進める必要がある。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についても関係機関への周知を広める必要がある。

その他さまざまな人権侵害

主な取組

事業名	取組状況	成果	課題	担当課
人権教育啓発事業	人権尊重のまちづくりセミナーとして9月から1月にかけて5回、集会方式の講演会・映画会をもつことができた。内1回は期間限定のWEB配信を併用することができた。	第一回セミナーとして行った市人権教育研究大会も含めると集会で延べ457人の参加を得ることができた。また、WEB閲覧数は延べ262回を数えた。	開催周知に工夫の余地がある。時期、場所、方法にでき得る工夫を重ね、啓発のニーズとつなきたい。	人権推進課
各公民館運営事業	夢の学習で人権と銘打った講座の実績はなかったが、パラスポの講座を10回、多文化共生の講座を1回実施した。	パラスポや多文化共生講座を通じてだけでなく、みなくるプラザができたことにより、多文化共生センターや人推協との共催イベントの機会が増え、参加者が人権感覚を磨く機会を提供できた。	シルバー大学受講者や夢の学習受講者へ、今以上に人権課題への教育・啓発が広がることが望まれる。	社会教育課

総括

インターネット上での人権侵害、部落差別、多文化共生など様々なテーマで計5回の人権尊重のまちづくりセミナーを講演会・映画会でおこなった。また、WEB配信を併用し閲覧数は262回であった。今後も多様な開催形式を検討・工夫し、市内に広く啓発することが望まれる。